

# 商品概要説明書

## アグリマイティー資金

(令和3年4月1日現在)

商品名	アグリマイティー資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <p><b>【個人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当 J A の組合員（正組合員または准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。</li><li>○ お借り入時の年齢が満 20 歳以上であり、原則として最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢が満 76 歳以上であっても、相続人（原則として農業後継者）の存在が確認できる場合は対象となります。</li><li>○ 直近三期分の青色または白色申告決算書（確定申告書）、あるいは住民税決定通知書を提出できる方。</li><li>○ 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</li><li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul> <p><b>【法人団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当 J A の組合員（正組合員または准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している法人団体。</li><li>○ 原則として、直近三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない法人団体。</li><li>○ 設立後 1 年以上 3 年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない法人団体。</li><li>○ 設立後、1 年以上経過している法人団体。</li><li>○ 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる法人団体。</li><li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている法人団体。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金。</li><li>○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。</li><li>○ 再生可能エネルギー対応資金</li></ul> <p>※本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当 J A でお借入の既往資金の借換えも行いません。</p> <p>※借換え資金は、以下の場合が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。</li><li>②長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内に限られます。</li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 所要資金の範囲内。</li></ul> <p>※ただし、再生可能エネルギー対応資金については、貸付上限額を 5 千万円とします。</p>
借入期間	<p><b>【長期資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 運転資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）</li><li>○ 設備資金 20 年以内（据置期間 3 年以内）</li></ul> <p><b>【短期資金】</b></p>

	○ 運転資金 1 年以内												
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。												
借入方式	○ 証書借入とします。												
返済方法	<p><b>【長期資金】</b></p> <p>○ 元金均等（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）または元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定額となる方法）とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6 か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。（6 か月ごとの増額返済はお借入額の 40%以内とします。）</p> <p>○ 返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日といたします。</p> <p>○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。</p> <p>○ 全額繰上返済は、任意の日に行えます。</p> <p><b>【短期資金】</b></p> <p>○ 原則として期日一括返済または元金均等返済とします。</p> <p>○ 利息は原則として一括後取りまたは分割後取りとします。</p> <p>○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。</p> <p>○ 全額繰上返済は、任意の日に行えます。</p>												
担保	<p>○ 原則として、担保は不要です。</p> <p>ただし、次に掲げる借入金額（既借入のアグリマイティー資金等を含む）を超過する場合などは、担保が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="359 1220 1273 1467"> <tr> <td></td> <td>個人</td> <td>法人、団体</td> </tr> <tr> <td>認定農業者</td> <td>3,600 万円</td> <td>7,200 万円</td> </tr> <tr> <td>認定新規就農者</td> <td colspan="2">7,400 万円</td> </tr> <tr> <td>認定農業者および認定新規就農者以外の方</td> <td>3,000 万円</td> <td>6,000 万円</td> </tr> </table> <p>また、再生可能エネルギー対応資金（全量売電）において 500 万円を超える場合は、担保が必要となります。</p>		個人	法人、団体	認定農業者	3,600 万円	7,200 万円	認定新規就農者	7,400 万円		認定農業者および認定新規就農者以外の方	3,000 万円	6,000 万円
	個人	法人、団体											
認定農業者	3,600 万円	7,200 万円											
認定新規就農者	7,400 万円												
認定農業者および認定新規就農者以外の方	3,000 万円	6,000 万円											
保証	<p>○ 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>※原則として法人の場合は代表者を連帯保証人としていただきます。</p> <p>また、任意団体の場合は代表者等を連帯債務者または連帯保証人としていただく場合があります。</p> <p>なお、経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 必要に応じ、連帯保証人を求める場合があります。</p>												

保証料	<p>○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○ 保証料率は年 0.3～0.4%（担保の有無等により変動）です。</p> <p>① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【例】お借入額 100 万円、保証料率 0.4%、元利金等返済方式の場合の 一括支払保証</p> <table border="1" data-bbox="389 412 1390 510"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>2,162</td> <td>6,163</td> <td>10,175</td> <td>14,210</td> <td>20,264</td> </tr> </table> <p>② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>○ 保証料を一括でお支払いいただいた方が繰上返済を行った場合、繰上返済金額に対する未経過分の保証料を保証機関所定の方法で算出のうえ、一定金額を差し引いて返戻いたします。なお、繰上返済金額に対する未経過分の保証料がこの一定金額に満たない場合は返戻いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額繰上返済の場合…5,000 円</li> <li>・一部繰上返済の場合…5,000 円/回</li> </ul>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料（円）	2,162	6,163	10,175	14,210	20,264
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料（円）	2,162	6,163	10,175	14,210	20,264								
手数料	○ 不要です。												
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所（店）または管理部総合リスク管理課（電話：0463-81-7712）にお申し出ください。</p> <p>当組合では規制の制定など、苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記組合管理部総合リスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>○ 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>												
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として神奈川県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>												

JAはだの